

ワイド 補償制度加入にあたり注意していただくこと

1. お客様（元請、下請を含む）側で、現場の保険（請負業者賠償責任保険、土木、建設工事保険等）に加入、対保されている場合は現場の保険が最優先です。
2. バスケット（高所作業車）内の搭乗者傷害の補償額は定員までです。
3. 事故報告が遅延した場合や、間違った報告をされた場合、正当な理由がない限りお支払いできません。
4. 賠償金の確定・示談の決定等には損害保険会社の承認を必要とします。万が一独自に和解されたとして、そこで保険会社で定められた以上の賠償金の請求が発生しても補償できません。
5. 貸渡期間が2日間以上になる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
6. 過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はおお客様のご負担となります。
7. 当補償制度では休車料は含まれておりません。
8. 補償料については別途、消費税を請求いたします。

ワイド補償制度のご案内

当社のレンタル機械には
安心・安全がセットされています。
作業能力もパワーアップ!!



日立営業所 〒317-0052 日立市東滑川町 4-8-5 TEL0294-42-0848
水戸営業所 〒310-0845 水戸市吉沢町 358-1 TEL029-304-3880
みらい平営業所 〒300-2353 つくばみらい市小張4121-2 TEL0297-47-2311
新利根営業所 〒300-1415 稲敷市中山 4377-3 TEL0297-87-5771
三和営業所 〒306-0107 古河市東間中橋 13-4 TEL0280-76-8134

コマツ茨城株式会社

水戸支店 〒310-0845 水戸市吉沢町 358-1 TEL029-304-3820
鹿島支店 〒314-0015 鹿嶋市泉川 1005-1 TEL0299-82-2711
つくば支店 〒300-2353 つくばみらい市小張4121-2 TEL0297-47-6330
下館支店 〒308-0802 筑西市横島 123-3 TEL0296-22-6771



予測できない事故や災害に、 小さなご負担で 大きな安心・安全をサポートします。

何時いかなる時に、事故が起こるかわかりません。
現実に事故が起きたら本当に大変です。
そこで少しでも皆様のお力になる為、
小さな負担で大きな安心を提供させていただくのが、
このワイド補償制度です。

● 動産補償

ナンバーのつかない、全てのレンタルアイテムに適用します。
機械本体の損害に対応します。



● 転落によって機械が破損してしまっ
● 機械が火災で燃えてしまった。
● 機械が盗難にあってしまっ

破損 火災 水害 盗難 事故などに対応。

事故!
が起きた、
こんな時は!?

- ① まずは負傷者の救護を（119番）
- ② 路上での2次災害、危険防止を
- ③ 警察へ事故の届出を（110番）（人身事故の場合、届け出がないものは補償対応できません）
- ④ ただちに当社担当者へご連絡を（報告が遅れた場合、補償対応できません）

● 自走式機械賠償補償

自走式機械（油圧ショベル・ブルドーザ等）による対人・対物事故に対応します。



●現場内で、ブルドーザ運転中誤って他社作業員にぶつけ人身事故を与えてしまった。



●油圧ショベル運転中誤って他社ミキサー車にぶつけ損害を与えた。

●現場内での作業中や保管中の対人・対物事故に対応。元請、下請さんにも対象となります。

○自走式機械賠償補償
登録ナンバー無しで自走できる機械・重機

対 人	1名5,000万円	一事故 1億円	免責3万円
対 物		一事故 500万円	免責10万円

● 高所作業車 バスケット内 傷害補償

高所作業車のバスケット内で作業中の事故に対応。



●バスケットからの転落によって受傷した。
●感電・その他不應の事故によって受傷した。

○バスケット内傷害補償

	補償金額（1名当）	備 考
死亡・後遺障害	2,000万円	後遺症については60万～2,000万
入院日額	4,500円	1日～180日限度
通院日額	3,000円	1日～90日限度

※お客様にご負担いただく補償料は、弊社社員までお問い合わせください。

● ナンバー付き 車両補償

登録ナンバー付きのトラックなどの一般車両、高所作業車・ユニック車・散水車などの作業車両、ホイールローダなどの建設機械対象。

対人・対物賠償、人身傷害補償、および車両補償に対応します。



○ナンバー付き車両補償

一般車両・作業車両・道路機械・ホイールローダなど

対 人	1名	無制限	
対 物	一事故	無制限	免責10万円
人身傷害	1名	3,000万円	
車両補償	一事故		免責10万円～

事故が起きれば
損なことばかり

まずは 安全対策を最優先に!

事故が起きれば、お客様自身、時間や手間、お金のかかる事なのです。金銭的には補償制度で補償されたとしても事故処理にかかる時間や手間は多く、ものが壊れれば修理や交換のために作業が中断したり、第三者にけがをさせればお見舞い等に出向く必要が出てきます。また、下記の様に、免責金を頂く場合や補償できない場合もあります。事故はいかなる時、起こるか分かりません。日頃から安全に対して意識し、作業点検を実施いただくことも大切です。

動産補償事故が起きたときの免責金（お客様のご負担金）

事故といっても、内容も違い、お客様の責任も違います。

お客様のちょっとした不注意によって起こった事故と安全に対する意識が低いため起こった事故とでは、同じ補償料を頂いていても免責内容は違います。事故の内容によっては大きな免責金を頂く場合、補償できない場合（有償修理）となる場合があります。あらかじめ十分ご確認いただきますようお願い致します。

これは同じ補償料の中で、お客様の公平を期すための制度です。ご理解の上ご了承ください。

機械損害が複数回の事故による損害

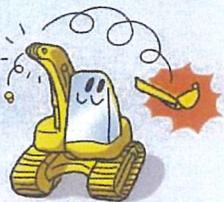
1回の事故につき、その都度所定の免責金額がかかります。例えば、朝前部を、夕方後部を破損した場合、2回の事故となります。



ご負担額＝免責金額×事故回数

日常点検を怠った事による損害

お貸し出しの際、お願いしています日常点検を励行してください。油圧ショベルにおけるロックボルトの点検やグリスアップ等の原因でアームやシリンダーに損害があった場合等。



ご負担額＝修理費の20～60%

水害（水災）事故による損害

台風、洪水、土砂崩れ、高潮等の水害による損害。事前の安全確認をお願い致します。



1台につきご負担額＝20万円（免責金額）

特定現場・特定業種の損害

右頁（4頁）の「特定現場・特定業種の損害」に関し、様々な現場が考えられます。当社にご相談ください。



1事故の免責金額は
ご負担額＝修理費の40%～

盗難による損害 A

自走式建設機械でキーをつけたままでの状態で盗難の場合。（キーを紛失した場合を含みます）

ご負担額＝機械価格の50%

盗難による損害 B

左記A以外の盗難による損害。
※全国で盗難が相次いでおります。十分にご注意ください。

ご負担額＝機械価格の20%

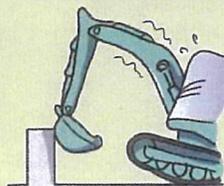


補償対応できない場合

補償対象外

無理乱暴使用による損害

極端に機械能力を超える扱いや使用方法を明らかに違う使い方をし、損害を与えた場合。当然事故が起こると予測される場合。



特定現場・特定業種の損害

解体工事、トンネル工事、地下工事、碎石現場、船上作業など、あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予測できる現場での損害。



無免許運転による損害

本来その機械を運転する為の免許を取得せず、運転して損害を起こした場合。
※6頁の資格一覧をご覧ください。



法令・使用基準違反事故による損害

セーフティを外して作業したり、高さ制限を越えた積載や、アウトリガーを張り出さずに機械を使用したなどの安全に対する配慮がなされていない場合。
※高さ制限3.8mを超える積載は禁止されています。



消耗品、接地部品などの損害

刃、つめ、履帯、ベルト、ピン、ガラス等、消耗品・部品単独損害の場合。

また、荷台の汚損、擦り傷など長期使用によって起こる損害。長期使用の際、始業点検を怠り、オイル等の補充無しに使用した為、エンジンが焼き付いた損害等。



- 地震・津波・噴火による損害。
- 警察に未届けの盗難、また警察での扱いが紛失、置き忘れ等の扱いの場合。
- 酒酔い、無免許、麻薬使用等による運転中の事故。
- 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内（下請負人を含む）の場合。および、警察に届け出のない場合。（対人賠償）
- 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破壊させた場合。（対物賠償）
- 第三者（他人）の財物使用不能損害（事故による店舗休業等）

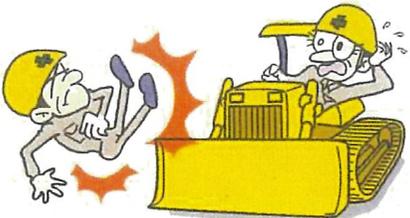
- による間接損害。
- 振動による事故及び、土地、地盤、地下水に関する損害。
- 騒音、塵埃（ホコリなど）、排気、排水による損害。
- 登録ナンバーのない車両で公道を走行中の事故。
- 道交法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故。
- 詐欺・故意・重大な過失によるもの、及び本来の使用用途以外による損害が出た場合。
- 当社レンタル約款に違反して使用された場合。
- その他、当社契約の損害保険会社が対象外と認定した場合。

ワイド補償

Q&A

Q 現場内で、ブルドーザ運転中、誤って他社の作業員にぶつけ、人身損害を与えてしまいました。補償はされるのでしょうか。

A このワイド補償の特長の一つです。現場外の第三者（通行人等）に対してはわかりやすく、現場内の人々（元請、他の下請会社の作業員等）も対象とします。（ただし、お客様と同じ会社に所属する人は対象外です）



Q ●現場内で、油圧ショベルを運転中、元請が設置された自動販売機を壊してしまいました。

●現場内で、油圧ショベルを運転中、別の下請さんの発電機をつぶしてしまいました。これらは、補償はされるのでしょうか。

A この部分がこのワイド補償の最大の特長です。現場の外（隣家、電柱等）に対してはわかりやすく、上記のような現場内での対物事故についても対象とします。（ただし、お客様の会社が管理している物は対象外です）



Q 台風水害での落石や洪水などによる機械の損害は、補償されますか。

A 水害（台風、洪水、集中豪雨、落石、土砂崩れ等）の被害に対しても補償します。（ただし、1事故につき、免責金（自己負担額）20万円が必要となります）



Q 免責金（自己負担額）について、詳しく、教えてください。

A お客様にお支払頂く、ご負担金です。
①通常作業時での事故の場合のご負担金は1回につき10万円です。

[ケースA] 通常作業で機械横転により、多数箇所破損させ、数100万円の修理費が掛かって、1回の事故ですから、ご負担金は10万円です。

[ケースB] 朝前部、昼横部、夕方後部と機械を破損した場合、3回の事故となります。修理費が各々50万円、7万円、30万円（計87万円）であったとすれば、ご負担金は10万円+7万円+10万円（計27万円）となります。（87万円-27万円=60万円の補償）

②その他、日常点検不備、無理乱暴、目的外使用、盗難などの場合は、内容により補償しない場合や、上記①の場合より大きなご負担金を頂く場合もありますので、ご注意ください。（詳細は3~4頁をご覧ください。）



運転の資格について

免許・講習等	作業時										一般走行の場合		
	車両系建設機械運転技能講習	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	フォークリフト運転技能講習	玉掛け技能講習	締め固め用建設機械特別教育	大型特殊自動車運転免許	普通自動車運転免許	小型特殊自動車運転免許	原付自動車運転免許
●運転の資格など受講をご希望の方は、最寄りの当社営業所にご相談下さい。													
機種													
ブルドーザ	●3t以上												
油圧ショベル	●3t以上	●3t以上								▲	▲	▲	
アームクレーン	●3t未満					●5t未満		●1t以上					
ホイールローダ	●3t以上									▲	▲	▲	
モータグレーダ	●3t以上									●			
不整地運搬車（タイヤ）				●1t以上						▲	▲	▲	
不整地運搬車（クローラ）				●1t以上									
高所作業車					●10m以上							▲	
ラフテレンクレーン						▲		●1t以上		●	▲		
トラッククレーン						●5t未満		●1t以上		▲	▲		
クローラクレーン						●5t未満		●1t以上		▲	▲		
フォークリフト							●1t以上			▲	▲	▲	
振動ローラ									●				
タイヤローラ									●	▲	▲	▲	
マカダムローラ									●	▲	▲		
コンパインドローラ									●	▲	▲		
ガラバゴス	●3t以上												
基礎工専用機械		●3t以上											

※3t未満または1t未満は特別教育。※10m未満（作業床）は特別教育。※油圧ショベル等に油圧ブレーキをセットして使う場合に車両系建設機械（解体用）運転技能講習資格が必要です。
▲は車種により異なる。 ※詳細についてはご確認ください。